

岩手県告示第671号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年10月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
道又内科小児科医院	上閉伊郡大槌町大槌第15地割95番地255	平成24年8月1日
広田歯科医院	陸前高田市米崎町字川崎30番地1	〃